

普通株式

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	東証上場コード : 8306
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	117,543 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	永久劣後債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	特記事項なし

非支配株主持分

1	発行者	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券、アコム、三菱 UFJ ニコス 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法 他
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行 三菱 UFJ 信託銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式 等
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	5,088 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式 他
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	特記事項なし

新株予約権

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	80 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	新株予約権
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	—
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	—
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	—
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	—
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	—
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	—
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	特記事項なし

本ファイルでは、当社が発行した永久劣後債について記載しております。対象となる永久劣後債は、以下のとおりです。

- ・ 第一回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付・適格機関投資家限定)
- ・ 第二回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)

上記は、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、第一回債には、本ファイル末尾の『社債要項概要』(元金回復特約無)と同旨の特約が社債要項に定められており、また、第二回債には、本ファイル末尾の『社債要項概要』(元金回復特約有)と同旨の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

第一回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付・適格機関投資家限定）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AFF7
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第一回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付・適格機関投資家限定）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 1,000 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 3 月 23 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 7 月 15 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 1 億円。ただし、「元本の削減に係る特約」に従う。)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円。ただし、「元本の削減に係る特約」に従う。)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いざれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2020 年 7 月 15 日まで : 2.70% 2020 年 7 月 16 日以降 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR + 2.40%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱UFJ フィナンシャル・グループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、三菱UFJ フィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 ・三菱UFJ フィナンシャル・グループにつき破産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本永久劣後債及び本永久劣後債と実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	<p>「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「利息支払の方法および期限」、「財務上の特約」、「元利金免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」：</p> <p>本ファイル末尾の『社債要項概要』（元金回復特約無）をご参照下さい。</p>

第二回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AFA8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第二回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約および劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,500 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 1,500 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 10 月 29 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2026 年 1 月 15 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 1 億円。)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円。ただし、「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2026 年 1 月 15 日まで : 2.50% 2026 年 1 月 16 日以降 : 6ヶ月ユーロ円 LIBOR + 2.00%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱UFJ フィナンシャル・グループが報告または公表する連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、三菱UFJ フィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 ・三菱UFJ フィナンシャル・グループにつき破産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有
34	その概要	元金回復事由が生じた場合、三菱UFJ フィナンシャル・グループが金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本永久劣後債および本永久劣後債と実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「利息支払の方法および期限」、「財務上の特約」、「債務免除特約」、「元金回復特約」および「期限の利益喪失に関する特約」：本ファイル末尾の『社債要項概要』（元金回復特約有）をご参照下さい。

『社債要項概要』(元金回復特約無)

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 利息支払の方法および期限

(5) 任意利払停止

本項の他の規定にかかわらず、当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。当社は、本号にもとづき支払期日において各本社債につき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合（ただし、法令または法令にもとづく金融庁その他の監督当局による命令その他の処分にもとづく場合を除く。）には、その直前の配当の基準日に係る株式の配当（各種類の配当最優先株式（下記に定義する。）については、当該各種類の配当最優先株式の各株式につき、当該各種類の配当最優先株式の株式一株あたりの優先配当金の額の半額に、当該支払期日に各本社債につき支払われる本社債の利息の額が当該支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の額（当該利息の金額に利払可能額制限が適用される場合であっても、その適用をせず、本項に従い計算される本社債の利息の額とする。）に占める割合を乗じた額を超える額の配当）を行わないものとする。

「配当最優先株式」とは、当社の優先株式で配当の順位が最も優先するものをいう。

(6) 利払可能額制限

本項の他の規定にかかわらず、当社が各支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の金額は、利払可能額（下記に定義する。）を限度とするものとし（かかる制限を以下「利払可能額制限」という。）、当社は、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。

「利払可能額」とは、ある支払期日について、当該支払期日に係る調整後分配可能額（下記に定義する。）を、(i)当該支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の全額ならびに(ii)当該支払期日に支払うべき配当最優先株式および同順位証券（下記に定義する。）の配当、利息およびその他の分配金の総額で按分して算出される額のうち、上記(i)に係る按分額をいう（ただし、円位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。この場合において、当該支払期日が当該配当最優先株式または同順位証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、当該要項に従い当該配当最優先株式または同順位証券の配当、利息またはその他の分配金の支払が行われる日に関する調整がなされ、これにより当該日が当該支払期日と異なることとなる場合であっても、当該配当最優先株式または同順位証券の配当、利息およびその他の分配金は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。また、当社は、配当、利息およびその他の分配金の支払が外貨建てで行われる配当最優先株式および同順位証券については、当社が適当と認める方法により、それらの配当、利息およびその他の分配金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の配当最優先株式および同順位証券の配当、利息およびその他の分配金の額を用いて、利払可能額を算出するものとする。

「調整後分配可能額」とは、ある日において、会社法に基づき算出される当該日における当社の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた同順位証券および劣後証券（下記に定義する。）の配当、利息およびその他の分配金の総額を控除して得られる額をいう。この場合において、当社は、配当、利息およびその他の分配金の支払が外貨建てで行われる同順位証券および劣後証券については、当社が適当と認める方法により、それらの配当、利息およびその他の分配金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の同順位証券および劣後証券の配当、利息およびその他の分配金の額を用いて、調整後分配可能額を算出するものとする。

「同順位証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第5号または第6号と実質的に同じ条件を付されたもの（ただし、専ら当社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）がその債権者であるものを除く。）、および特別目的会社等の資本調達手段で配当、利息またはその他の分配金に係る権利について本項第5号または第6号と実質的に同じ条件を付されたもの（自己資本比率規制における適格旧Tier1資本調達手段に該当する当社の海外特別目的会社の発行する優先出資証券（以下「既存優先出資証券」という。）を含む。）をいう。

「劣後証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第5号または第6号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの（ただし、特別目的会社等がその債権者であるものを除く。）、および特別目的会社等の資本調達手段で配当、利息またはその他の分配金に係る権利について本項第5号または第6号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたものをいう。

(7) 本項第5号または第6号にもとづき支払期日に支払われなかつた本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の本社債にもとづく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。

(8) 当社は、本項第5号または第6号にもとづき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第5号の場合については当社が支払を行わないこととした本社債の利息の金額、第6号の場合については利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該支払期日ならびに当社が第5号または第6号に従い当該支払期日において本社債の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、当該支払期日の10銀行営業日前までに、財務代理人に書面にて通知し、また、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、財務代理人に当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、当社はその対応につき財務代理人と協議するものとし、また、社債権者に当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、その後すみやかにこれを行う。

(9) 本要項に反する支払

本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた本社債の利息の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した利息をただちに当社に対して返還するものとする。

(10) 相殺禁止

本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた本社債にもとづく利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(11) 本社債の利息の支払については、本項のほか、元利金免除特約および劣後特約に従う。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。

(2) 本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

○ 元利金免除特約

(1) 当社について損失吸収事由（本号①に定義する。）、実質破綻事由（本号②に定義する。）または倒産手続開始事由（本号③に定義する。）（以下「元利金免除事由」と総称する。）が発生した場合、本要項の他の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、本社債にもとづく元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。

① 損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が発生した場合、当該損失吸収事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。以下本号①において同じ。）までの期間中、各本社債の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号①にもとづき免除されている支払義務に係る金額を除く。以下本号①において同じ。）のうち所要損失吸収額（下記に定義する。）に相当する金額および各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債にもとづく元利金（ただし、損失吸収事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号①において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、各本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は、各本社債の元金のうち所要損失吸収額に相当する金額および各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が生じる毎に、本号①にもとづき各本社債にもとづく元利金の支払義務は免除されるものとする。

「損失吸収事由」とは、当社が、以下の(i)から(iv)までのいずれかの方法により報告または公表した連結普通株式等 Tier 1 比率（下記に定義する。）が 5.125%を下回った場合をいう。ただし、当社が以下の(i)から(iii)までの方法により報告または公表した連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125%を下回った場合であっても、当該報告または公表までに、当社が、金融庁その他の監督当局に対し、本号①に従って本社債にもとづく元利金の支払義務の免除が行われないとしても当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125%を上回ることとなることが見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は発生しなかったものとみなす。損失吸収事由が発生しなかったものとみなされる場合、当社は、損失吸収事由は発生しない旨を、当社が連結普通株式等 Tier 1 比率を報告または公表する日以降すみやかに、財務代理人に書面にて通知し、また、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。

- (i) 当社が金融庁その他の監督当局に提出する決算状況表または中間決算状況表による報告
- (ii) 当社が銀行法にもとづき金融庁その他の監督当局に提出する業務報告書または中間業務報告書による報告
- (iii) 法令または金融商品取引所の規則にもとづき当社により行われる公表
- (iv) 金融庁その他の監督当局の検査結果等を踏まえた当社と監査法人等との協議の後、当社から金融庁その他の監督当局に対して行われる報告

「連結普通株式等 Tier 1 比率」とは、自己資本比率規制上の自己資本比率基準にもとづき計算される連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。

「所要損失吸収額」とは、本社債の元金および損失吸収証券（下記に定義する。）の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において免除されている支払義務に係る金額または既に普通株式を対価とする取得が行われた金額を除く。以下本号①において同じ。）の全部または一部の免除または普通株式を対価とする取得により、当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125%を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本社債の元金の額および各損失吸収証券の元金の額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額（ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。）をいう。ただし、各本社債の元金および各損失吸収証券の元金の全額につき免除または普通株式を対価とする取得がなされたとしても当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125%を上回ることとならない場合は、各本社債の元金の全額とする。この場合において、当社は、元金が外貨建ての損失吸収証券については、当社が適當と認める方法により、各損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の各損失吸収証券の元金の額を用いて、所要損失吸収額を算出するものとす

る。

「損失吸収証券」とは、当社の自己資本比率規制上の自己資本比率基準におけるその他 Tier 1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの（本社債を除く。）をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。

本号①において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後 15 銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

②実質破綻事由の場合

当社について実質破綻事由が発生した場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。以下本号②において同じ。）までの期間中、本社債にもとづく元利金（ただし、実質破綻事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号②において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について、特定第二号措置（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）（以下「預金保険法」という。）において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。

本号②において「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後 10 銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

③倒産手続開始事由の場合

当社について倒産手続開始事由が発生した場合、倒産手続開始事由が発生した時点において、当社は本社債にもとづく元利金（ただし、倒産手続開始事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。

「倒産手続開始事由」とは、当社について破産手続開始、更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。

(2) 元利金免除事由が生じた場合、当社はその旨（本項第 1 号①の場合においては、所要損失吸収額および当該①に定める債務免除日後の免除後元金額を含む。）、債務免除日（本項第 1 号①または②の場合においては、当該①または②に定める債務免除日をいい、同号③の場合においては、倒産手続開始事由が発生した日をいう。以下本号において同じ。）および当社が本項にもとづき本社債にもとづく元利金（ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。）の全部または一部の支払義務を免除されることを、本項第 1 号①の場合においては当該債務免除日の 10 銀行営業日前までに、本項第 1 号②の場合においては当該債務免除日の 9 銀行営業日前までに、また、本項第 1 号③の場合においては当該債務免除日以降すみやかに、財務代理人に書面にて通知し、また、本項第 1 号①または②の場合においては当該債務免除日の前日までに、本項第 1 号③の場合においては当該債務免除日以降すみやかに、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、本項第 1 号①または②の場合において、社債権者に当該債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、当該債務免除日以降直ちにこれを行う。

(3) 本要項に反する支払

元利金免除事由が生じた後、本社債にもとづく元利金（損失吸収事由が生じた場合においては、本項第 1 号①にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。）の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(4) 相殺禁止

元利金免除事由が生じた場合、本社債にもとづく元利金（損失吸収事由が生じた場合においては、本項第1号①にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。）の支払請求権を相殺の対象とはできない。

○ 劣後特約

(1)当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合には、本社債にもとづく元利金（ただし、清算事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。）の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本社債にもとづく元利金の支払は、清算時支払可能額（下記に定義する。）を限度として行われるものとする。

(停止条件)

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権((i)本社債にもとづく債権および(ii)本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権（当社の清算手続において特別目的会社等が有する債権で、当該債権につき支払われる金銭が当該特別目的会社等の発行する既存優先出資証券に係る残余財産分配に充当されるものを含む。以下同じ。）またはこれに劣後する条件の債権を除くすべての債権（期限付劣後債務に係る債権を含む。）をいう。)が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、(i)本社債にもとづく債権および(ii)本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの（以下「残余財産分配最優先株式」という。）とみなし、本社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件の債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、本社債につき支払がなされるであろう金額をいう。

(2)優先債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3)優先債権者

本項において優先債権者とは、当社に対し、優先債権を有するすべての者をいう。

(4)本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号に従って発生していないにとかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(5)相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号に従って定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とはできない。

(6)当社の清算手続における本社債にもとづく債務の支払は、本社債にもとづく当社の債務を含む当社のすべての債務を弁済した後でなければ残余財産を当社の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

『社債要項概要』(元金回復特約有)

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 利息支払の方法および期限

(6) 任意利払停止

本項の他の規定にかかわらず、当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各支払期日において、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。当社は、本号にもとづき支払期日において各本社債につき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合（ただし、法令または法令にもとづく金融庁その他の監督当局による命令その他の処分にもとづく場合を除く。）には、(i) その直前の配当の基準日に係る株式の金銭の配当（各種類の配当最優先株式（下記に定義する。）については、当該各種類の配当最優先株式の各株式につき、当該各種類の配当最優先株式の株式一株あたりの優先配当金の額の半額に、当該支払期日に各本社債につき支払われる本社債の利息の額が当該支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の額（当該利息の金額に利払可能額制限が適用される場合であっても、その適用をせず、本項に従い計算される本社債の利息の額とする。）に占める割合を乗じた額を超える額の金銭の配当とする。）を行わないものとし、また、(ii) 当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行わない部分として当社が決定した割合と少なくとも同じ割合を、当該支払期日と同一の日に支払うべき負債性その他 Tier1 資本調達手段（下記に定義する。）の配当または利息のうち支払を行わない部分として当社が決定する割合とするものとする。この場合において、当該支払期日が、本要項または負債性その他 Tier1 資本調達手段の要項における銀行営業日に該当しないことから、本要項または当該要項に従い本社債または当該負債性その他 Tier1 資本調達手段の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、本社債および当該負債性その他 Tier1 資本調達手段の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。

「配当最優先株式」とは、当社の優先株式で配当の順位が最も優先するものをいう。

「負債性その他 Tier1 資本調達手段」とは、当社の自己資本比率規制におけるその他 Tier1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの（ただし、専ら当社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）の負債性資本調達手段、および自己資本比率規制における適格旧 Tier1 資本調達手段に該当する当社の海外特別目的会社の発行する優先出資証券（以下「既存優先出資証券」という。）を除く。）をいう。

(7) 利払可能額制限

本項の他の規定にかかわらず、当社が各支払期日に各本社債につき支払うべき本社債の利息の金額は、利払可能額（下記に定義する。）を限度とするものとし（かかる制限を以下「利払可能額制限」という。）、当社は、各本社債につき、当該支払期日に支払うべき本社債の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。

「利払可能額」とは、ある支払期日について、当該支払期日に係る調整後分配可能額（下記に定義する。）を、(i) 当該支払期日に各本社債につき支払うべき各本社債の利息の額ならびに(ii) 当該支払期日に支払われるべき各配当最優先株式および各同順位証券（下記に定義する。）の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、上記(i)に係る按分額をいう（ただし、円位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。この場合において、当該支払期日が本要項または当該配当最優先株式もしくは同順位証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、本要項または当該要項に従い本社債または当該配当最優先株式もしくは同順位証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされ、これにより当該日が当該支払期日と異なることとなる場合であっても、本社債または当該配当最優先株式もしくは同順位証券の配当または利息は、当該支払期日に支払うべきものとみなす。また、当社は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる配当最優先株式および同順位証券については、当社が適当と認める方法により、それらの

配当および利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の配当最優先株式および同順位証券の配当および利息の額を用いて、利払可能額を算出するものとする。

「調整後分配可能額」とは、ある日において、会社法にもとづき算出される当該日における当社の分配可能額から、当該日の属する事業年度の初日以後、当該日の前日までに支払われた本社債、同順位証券および劣後証券（下記に定義する。）の配当および利息の総額を控除して得られる額をいう。この場合において、本社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息の支払が行われる日が、本要項または当該同順位証券もしくは劣後証券の要項における銀行営業日に該当しないことから、本要項または当該要項に従い本社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息の支払が行われる日に関する調整がなされる場合であっても、本社債または当該同順位証券もしくは劣後証券の配当または利息は、当該調整前の日に支払われるものとみなす。また、当社は、配当または利息の支払が外貨建てで行われる同順位証券および劣後証券については、当社が適切と認める方法により、それらの配当および利息の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の同順位証券および劣後証券の配当および利息の額を用いて、調整後分配可能額を算出するものとする。

「同順位証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第6号および第7号と実質的に同じ条件を付されたもの（ただし、本社債、および特別目的会社等がその債権者であるものを除く。）、および特別目的会社等の資本調達手段で配当または利息に係る権利について本項第6号および第7号と実質的に同じ条件を付されたもの（既存優先出資証券を含む。）をいう。

「劣後証券」とは、当社の債務で利息に係る権利について本項第6号または第7号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの（ただし、特別目的会社等がその債権者であるものを除く。）、および特別目的会社等の資本調達手段で配当または利息に係る権利について本項第6号または第7号のいずれかの点において本社債に実質的に劣後する条件を付されたものを行う。

(8) 本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該支払期日において、当社の本社債にもとづく当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。

(9) 当社は、本項第6号または第7号にもとづき支払期日に支払うべき本社債の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第6号の場合については当社が支払を行わないこととした本社債の利息の金額、第7号の場合については利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該支払期日ならびに当社が第6号または第7号に従い当該支払期日において本社債の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、当該支払期日の10銀行営業日前までに、財務代理人に書面にて通知し、また、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、財務代理人に当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、当社はその対応につき財務代理人と協議するものとし、また、社債権者に当該支払期日の10銀行営業日前までに当該通知を行うことができないときは、その後すみやかにこれを行う。

(10) 本要項に反する支払

本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた本社債の利息の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した利息をただちに当社に対して返還するものとする。

(11) 相殺禁止

本項にもとづき支払期日に支払を行わないものとされた本社債にもとづく利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(12) 本社債の利息の支払については、本項のほか、債務免除特約、元金回復特約および劣後特約に従う。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1)本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2)本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

○ 債務免除特約

- (1)当社について損失吸収事由、実質破綻事由（本号②に定義する。）または倒産手続開始事由（本号③に定義する。）（以下「債務免除事由」と総称する。）が発生した場合、本要項の他の規定にかかわらず、以下の規定に従い、当社は、本社債にもとづく元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。

①損失吸収事由の場合

当社について損失吸収事由が発生した場合、当該損失吸収事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。以下本号①において同じ。）までの期間中、各本社債の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号①にもとづき免除されている支払義務に係る金額（本要項の他の規定にもとづき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。）を除く。以下本号①において同じ。）のうち所要損失吸収額（下記に定義する。）に相当する金額および各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債にもとづく元利金（ただし、損失吸収事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号①において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、各本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は、各本社債の元金のうち所要損失吸収額に相当する金額および各本社債の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、各本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が発生した時点において各本社債の元金が1円となっている場合を除き、損失吸収事由が生じる毎に、本号①にもとづき各本社債にもとづく元利金の支払義務は免除されるものとする。

「損失吸収事由」とは、当社が、以下の(i)から(iv)までのいずれかの方法により報告または公表した連結普通株式等 Tier 1 比率（下記に定義する。）が5.125%を下回った場合をいう。ただし、当社が以下の(i)から(iii)までの方法により報告または公表した連結普通株式等 Tier 1 比率が5.125%を下回った場合であっても、当該報告または公表までに、当社が、金融庁その他の監督当局に対し、本号①に従って本社債にもとづく元利金の支払義務の免除が行われないとても当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が5.125%を上回ることとなることが見込まれる計画を提出し、当該計画につき金融庁その他の監督当局の承認を得られている場合には、損失吸収事由は発生しなかったものとみなす。損失吸収事由が発生しなかったものとみなされる場合、当社は、損失吸収事由は発生しない旨を、当社が連結普通株式等 Tier 1 比率を報告または公表する日以降すみやかに、財務代理人に書面にて通知し、また、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。

- (i)当社が金融庁その他の監督当局に提出する決算状況表または中間決算状況表による報告
- (ii)当社が銀行法にもとづき金融庁その他の監督当局に提出する業務報告書または中間業務報告書による報告
- (iii)法令または金融商品取引所の規則にもとづき当社により行われる公表
- (iv)金融庁その他の監督当局の検査結果等を踏まえた当社と監査法人等との協議の後、当社から金融庁その他の監督当局に対して行われる報告

「連結普通株式等 Tier 1 比率」とは、自己資本比率規制にもとづき計算される連結普通株式等 Tier 1 比率をいう。

「所要損失吸収額」とは、各本社債の元金および各損失吸収証券（下記に定義する。）の元金（当該損失吸収事由が発生した時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において免除等（下記に定義する。）がなされている支払義務に係る金額（当該免除等につき元金回復（下記に定義する。）がなされた支払義務に係る金額を除く。）または普通株転換（下記に定義する。）

がなされた各損失吸収証券の元金の額を除く。以下本号①において同じ。) の全部または一部の免除等または普通株転換により、当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125% を上回ることとなるために必要な額として当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額(以下「総所要損失吸収額」という。)(ただし、いずれかの損失吸収証券について、損失吸収事由が生じた場合に、本号①(本ただし書きを除く。)と実質的に同一の特約が付されていたと仮定した場合に損失吸収事由の発生により免除等または普通株転換がなされるであろう元金の額を超える元金の額について免除等または普通株転換がなされる特約が付されている場合(当該損失吸収証券を、以下「全部削減型損失吸収証券等」という。)には、総所要損失吸収額から各全部削減型損失吸収証券等の当該免除等または普通株転換がなされる元金の額の合計額を控除して得られる額(0円を下回る場合には、0円とする。))を、各本社債の元金の額および各損失吸収証券(ただし、全部削減型損失吸収証券等がある場合には、当該全部削減型損失吸収証券等を除く。)の元金の額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額(ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り上げる。)をいう。ただし、各本社債の元金および各損失吸収証券の元金の全額につき免除または普通株式を対価とする取得がなされたとしても当社の連結普通株式等 Tier 1 比率が 5.125% を上回ることとならない場合は、各本社債の元金を 1円とするために必要な額とする。この場合において、当社は、元金が外貨建ての損失吸収証券については、当社が適当と認める方法により、各損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の各損失吸収証券の元金の額を用いて、所要損失吸収額を算出するものとする。

「損失吸収証券」とは、当社の自己資本比率規制におけるその他 Tier 1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に該当するもの(本社債を除く。)をいい、特別目的会社等の発行するものを含む。

本号①において「債務免除日」とは、損失吸収事由が発生した日後 15 銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

「免除等」とは、元本の金額の支払義務の免除その他の方法による元金の削減をいう。

「元金回復」とは、免除等の効力の消滅その他の方法による元金の回復をいう。

「普通株転換」とは、普通株式を対価とする取得その他の方法による普通株式への転換をいう。

② 実質破綻事由の場合

当社について実質破綻事由が発生した場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日(下記に定義する。以下本号②において同じ。)までの期間中、本社債にもとづく元利金(ただし、実質破綻事由が発生した日までに弁済期限が到来したものと除く。以下本号②において同じ。)の支払請求権の効力は停止し、本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について、特定第二号措置(預金保険法(昭和46年法律第34号)(以下「預金保険法」という。)において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の特定認定(預金保険法において定義される意味を有するものとする。)を行った場合をいう。

本号②において「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後 10 銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

③ 倒産手続開始事由の場合

当社について倒産手続開始事由が発生した場合、倒産手続開始事由が発生した時点において、当社は本社債にもとづく元利金(ただし、倒産手続開始事由が発生した日までに弁済期限が到来したものと除く。)の支払義務を免除されるものとする。

「倒産手続開始事由」とは、当社について破産手続開始、更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合

をいう。

(2)債務免除事由が発生した場合、当社はその旨（本項第1号①の場合においては、所要損失吸収額および当該①に定める債務免除日後の免除後元金額を含む。）、債務免除日（本項第1号①または②の場合においては、当該①または②に定める債務免除日をいい、同号③の場合においては、倒産手続開始事由が発生した日をいう。以下本号において同じ。）および当社が本項にもとづき本社債にもとづく元利金（ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本項において同じ。）の全部または一部の支払義務を免除されることを、本項第1号①の場合においては当該債務免除日の10銀行営業日前までに、本項第1号②の場合においては当該債務免除日の9銀行営業日前までに、また、本項第1号③の場合においては当該債務免除日以降すみやかに、財務代理人に書面にて通知し、また、本項第1号①または②の場合においては当該債務免除日の前日までに、本項第1号③の場合においては当該債務免除日以降すみやかに、公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、本項第1号①または②の場合において、社債権者に当該債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、当該債務免除日以降ただちにこれを行う。

(3)本要項に反する支払

債務免除事由が発生した後、本社債にもとづく元利金（損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号①にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。）の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(4)相殺禁止

債務免除事由が発生した場合、本社債にもとづく元利金（損失吸収事由が発生した場合においては、本項第1号①にもとづき免除された支払義務に係る本社債の元利金部分に限る。）の支払請求権を相殺の対象とはできない。

○ 元金回復特約

(1)損失吸収事由の発生により本要項の他の規定にもとづき本社債にもとづく元金の一部の支払義務が免除され、かつ、当該免除の効力がその全部または一部について消滅していない場合において、元金回復事由（下記に定義する。）が発生した場合、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、元金回復事由が発生した日において本要項の他の規定にもとづき支払義務を免除されている各本社債の元金の額（当該元金回復事由の発生した日において、本項にもとづき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。以下本号において同じ。）のうち、元金回復額（下記に定義する。）に相当する金額について、元金回復日（下記に定義する。）に、各本社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。なお、元金回復事由が生じる毎に、本号にもとづき各本社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。

「元金回復事由」とは、当社が、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、本社債および元金回復型損失吸収証券（下記に定義する。）について本号またはその条件に従い元金回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、本号にもとづき各本社債にもとづく元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

「元金回復額」とは、当社が、支払義務につき元金回復がなされる本社債および元金回復型損失吸収証券の元金の合計額として、金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、元金回復事由が発生した日において、(i)本要項の他の規定にもとづき支払義務を免除されている各本社債の元金の額、および(ii)各元金回復型損失吸収証券の条件に従い免除等されている当該各元金回復型

損失吸収証券の元金の額（当該元金回復事由が発生した日において、当該元金回復型損失吸収証券の条件に従い元金回復がなされている支払義務に係る金額を除く。以下本号において同じ。）で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額（ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）をいう。この場合において、当社は、元金が外貨建ての元金回復型損失吸収証券については、当社が適当と認める方法により、免除等されている各元金回復型損失吸収証券の元金の額を円貨建ての額に換算したうえで、当該円貨建て換算後の免除等されている各元金回復型損失吸収証券の元金の額を用いて、元金回復額を算出するものとする。

「元金回復型損失吸収証券」とは、損失吸収証券のうち元金の回復に関して本項と実質的に同じ条件を付されたものをいう。

「元金回復日」とは、元金回復事由が発生した日後 20 銀行営業日を超えない範囲の日で、当社が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する日をいう。

- (2) 本項第 1 号の規定にかかわらず、償還期日（本要項の他の規定にもとづき本社債を任意償還する場合における償還期日を含む。）後、および実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した後は、元金回復事由は生じないものとする。
- (3) 元金回復事由が発生した場合、当社はその旨、元金回復額、元金回復日、元金回復日後の免除後元金額、および本項にもとづき本社債にもとづく元金の一部の支払義務の免除の効力がその全部または一部について将来に向かって失われることを、当該元金回復日の 10 銀行営業日前までに財務代理人に書面にて通知し、また、当該元金回復日の前日までに第 20 項に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。

○ 劣後特約

- (1) 当社につき清算事由が発生し、かつ継続している場合には、本社債にもとづく元利金（ただし、清算事由が発生した日までに弁済期限が到来したもの除外。以下本項において同じ。）の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本社債にもとづく元利金の支払は、清算時支払可能額（下記に定義する。）を限度として行われるものとする。

（停止条件）

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、当社の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべきすべての優先債権（(i) 本社債にもとづく債権および(ii) 本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権（当社の清算手続において特別目的会社等が有する債権で、当該債権につき支払われる金銭が当該特別目的会社等の発行する既存優先出資証券に係る残余財産分配に充当されるものを含む。以下同じ。）またはこれに劣後する条件の債権を除くすべての債権（期限付劣後債務に係る債権を含む。）をいう。）が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

「清算時支払可能額」とは、(i) 本社債にもとづく債権および(ii) 本社債にもとづく債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権を、当社の優先株式で残余財産分配の順位が最も優先するもの（以下「残余財産分配最優先株式」という。）とみなし、本社債にもとづく債権に清算手続における弁済順位について実質的に劣後する条件の債権を、当社の残余財産分配最優先株式以外の優先株式とみなした場合に、本社債につき支払がなされるであろう金額をいう。

- (2) 優先債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

- (3) 優先債権者

本項において優先債権者とは、当社に対し、優先債権を有するすべての者をいう。

(4) 本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第 1 号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第 1 号に従って定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(6) 当社の清算手続における本社債にもとづく債務の支払は、本社債にもとづく当社の債務を含む当社のすべての債務を弁済した後でなければ残余財産を当社の株主に分配することができないことを定める会社法第 502 条に従って行われるものとする。

本ファイルでは、当社の100%出資子会社でケイマン諸島に設立された以下列挙の海外特別目的会社が発行した優先出資証券について記載しております。対象となる海外特別目的会社は以下のとおりです。

- ・ MUFG Capital Finance 1 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 2 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 4 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 5 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 6 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 7 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 8 Limited
- ・ MUFG Capital Finance 9 Limited

なお、当該海外特別目的会社発行の全ての優先出資証券には、本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』と同義の特約が定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 1 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 1 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : USG63255AA42
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,300 百万米ドル
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 2,300 百万米ドル 1 口当たり発行価額 : 1,000 米ドル
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2006 年 3 月 17 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2016 年 7 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 米ドル
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2017 年 1 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 6.346% 変動配当部分 : 6カ月米ドルLIBOR+2.07%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 2 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 2 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0247684490
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	750 百万ユーロ
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 750 百万ユーロ 1 口当たり発行価額 : 1,000 ユーロ
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2006 年 3 月 17 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2016 年 7 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 ユーロ
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由については、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2017 年 1 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.85% 変動配当部分 : 6カ月 EURIBOR+2.05%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 4 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 4 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0282528974
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	500 百万ユーロ
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 500 百万ユーロ 1 口当たり発行価額 : 1,000 ユーロ
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2007 年 1 月 19 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2017 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 ユーロ
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2017 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 5.271% 変動配当部分 : 6カ月 EURIBOR+2.07%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 5 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 5 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0282533115
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	550 百万英ポンド
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 550 百万英ポンド 1 口当たり発行価額:1,000 英ポンド
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2007 年 1 月 19 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2017 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 英ポンド
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2017 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 6.299% 変動配当部分 : 6カ月英ポンドLIBOR+2.06%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 6 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 6 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0335114772
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,500 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 1,500 億円 1 口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2007 年 12 月 13 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2018 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2018 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 3.52% 変動配当部分 : 6カ月円LIBOR+1.77%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 7 Limited

1	発行者	MUFG Capital Finance 7 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0383283958
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,220 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 2,220 億円 1 口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2008 年 9 月 2 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由（資本適格事由）／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 3.60% 変動配当部分 : 6カ月円LIBOR+2.93%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 8 Limited (シリーズA)

1	発行者	MUFG Capital Finance 8 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0416204476
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	(シリーズA) 非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	900 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 900 億円 1 口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2009 年 3 月 19 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019 年 7 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020 年 1 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.88% 変動配当部分 : 6カ月円LIBOR+3.60%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 9 Limited (シリーズA)

1	発行者	MUFG Capital Finance 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0438921859
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	(シリーズA) 非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,300 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 1,300 億円 1 口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2009 年 7 月 29 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.52% 変動配当部分 : 6カ月円LIBOR+3.10%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

MUFG Capital Finance 9 Limited (シリーズB)

1	発行者	MUFG Capital Finance 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : XS0438922154
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	(シリーズB) 非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,100 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 1,100 億円 1 口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2009 年 7 月 29 日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 1 月の配当支払日 償還金額 : 1 口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020 年 7 月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.02% 変動配当部分 : 6カ月円LIBOR+3.60%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』

配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、初回償還可能日である配当支払日の次回以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以後にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求権	優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。なお、1口当たりの残余財産分配請求優先額は1口当たり発行価額と同額である。

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

- (i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

- 当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債（基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の各種の自己資本比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

本ファイルでは、当社が発行した国内公募劣後債について記載しております。対象となる国内公募劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 第一回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第二回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第三回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第四回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第五回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第六回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第七回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）
- ・ 第八回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

これらのうち、第八回債は主として個人投資家の皆さま向けに発行したものです。それ以外の回号のものは、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、当社発行の全ての劣後債には、本ファイル末尾の『社債要項概要』と同旨の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

第一回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AE63
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第一回無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	400 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 400 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2014 年 6 月 26 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2024 年 6 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	0.94%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第二回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290BE62
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第二回期限前償還条項付 無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 100 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2014 年 6 月 26 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2024 年 6 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019 年 6 月 26 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 1 億円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2019 年 6 月 26 日まで : 0.66% 2019 年 6 月 27 日以降 : 6ヶ月ユーロ円 LIBOR + 0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第三回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AF39
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第三回無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	230 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 230 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 3 月 5 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 3 月 5 日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	0.724%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第四回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290BF38
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第四回期限前償還条項付 無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	170 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 170 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 3 月 5 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 3 月 5 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 3 月 5 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 1 億円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2020 年 3 月 5 日まで : 0.58% 2020 年 3 月 6 日以降 : 6ヶ月ユーロ円 LIBOR + 0.30%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第五回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AF62
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第五回無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	300 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 300 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 6 月 18 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 6 月 18 日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	0.972%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第六回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290BF61
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第六回期限前償還条項付 無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	200 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 200 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 6 月 18 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 6 月 18 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 6 月 18 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 1 億円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2020 年 6 月 18 日まで : 0.63% 2020 年 6 月 19 日以降 : 6ヶ月ユーロ円 LIBOR + 0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第七回無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290CF60
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第七回無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	150 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 150 億円 1券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 6 月 18 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2030 年 6 月 18 日
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 1 億円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.393%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

第八回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP390290AF70
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	第八回期限前償還条項付 無担保社債 (実質破綻時免除特約 および劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	800 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	発行総額 : 800 億円 1券面当たりの発行価額 : 200 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2015 年 7 月 30 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 7 月 30 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020 年 7 月 30 日 償還金額 : 元本全額償還 (1券面当たり 200 万円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額償還可。償還金額は、額面金額(1券面当たり 200 万円)。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日の一回のみ
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2020 年 7 月 30 日まで : 0.61% 2020 年 7 月 31 日以降 : (2020 年 7 月 30 日の 2 営業日前の午前 10 時にロイター 58376 頁に表示される 5Y スワップレート) + 0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし

(次ページへ続く)

21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」、「実質破綻時免除特約」および「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』をご参照下さい。

『社債要項概要』

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

○ 実質破綻時免除特約

- (1) 当社について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債にもとづく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものと除く。以下本項において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債にもとづく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されるものとする。
「債務免除日」とは、実質破綻事由が発生した日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。
「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について、特定第二号措置（預金保険法（昭和46年法律第34号）（以下「預金保険法」という。）において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。
- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社はその旨、債務免除日および当社が本項に従い本社債にもとづく元利金の支払義務を免除されることを、当該債務免除日の8銀行営業日前までに財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 本要項に反する支払
実質破綻事由が生じた後、本社債にもとづく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
実質破綻事由が生じた場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

○ 劣後特約

(1) 劣後特約

本社債の償還および利息の支払は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④（本号なお書きの

内容を含む。以下同じ。)と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

②会社更生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当社について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本号①ないし③に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①ないし③に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。

(2)上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3)上位債権者

本項において上位債権者とは、当社に対し、本社債および本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第1号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(4)本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(5)相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

本ファイルでは、当社が機関投資家より借入を行った劣後ローンに関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後ローンは、掲載順に以下のとおりです。

- ・期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）
- ・期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

なお、当社借入の劣後ローンには、本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』と同旨の特約が、貸出人との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）

1	発行者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家からの劣後ローン借入 (シンジケートローン)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	160 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	160 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 0.50% 変動金利部分 : 6カ月ユーロ円LIBOR+0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

1	発行者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い—	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家からの劣後ローン借入 (シンジケートローン)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	220 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	220 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剩余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	0.79%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剩余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剩余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、三菱UFJフィナンシャル・グループについて、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時免除特約」、「無担保契約」および 「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

『期限付劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当社を、**貸付人**とは同契約書上の債権者をいいます。)

(劣後特約)

(1) 本契約に基づく貸付に係る元本および利息の支払は、**借入人**につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

弁済期日以前において、**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加うべき債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（但し、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

借入人について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（但し、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。但し、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

借入人について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（但し、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

借入人について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において第1項第1号ないし第3号に準じて行なわれる場合、本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、**借入人**について破産手続が開始された場合、当該破産手続における**貸付人**の**借入人**に対する本貸付に係る元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 上位債権者

本条において上位債権者とは、**借入人**に対し、本契約に基づく債権および本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（但し、本条第1項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。

(4) 本契約に反する支払

本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従つて発生していないにもかかわらず、当該元本および利息の全部または一部が**貸付人**またはエージェントに対して支払われた場合には、その支払は無効とし、当該**貸付人**またはエージェントはその受領した元本および利息を直ちに**借入人**に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本貸付に係る元本および利息の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従つてそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、個別貸付に係る元本および利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(実質破綻時免除特約)

(1) **借入人**について実質破綻事由が生じた場合、実質破綻事由が発生した時点から債務免除日までの期間中、本貸付に係る元本および利息（但し、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本条において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本貸付に係る元本および利息の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において**借入人**は本貸付に係る元本および利息の支払義務を免除されるものとする。

なお、「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、**借入人**について、特定第二号措置（日本の預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。

(2) 実質破綻事由が生じた場合、**借入人**はその旨、債務免除日および**借入人**が本条に従い本貸付に係る元本および利息の支払義務を免除されたことを、当該債務免除日の8営業日前までにエージェントに通知する。エージェントは、**借入人**から通知を受けた後、直ちに、当該通知の内容を全**貸付人**に通知する。但し、エージェントに債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときには、債務免除日以降速やかにこれを行う。

(3) 本契約に反する支払

実質破綻事由が生じた後、本貸付に係る元本および利息の全部または一部が**貸付人**またはエージェントに対して支払われた場合には、その支払は無効とし、当該**貸付人**またはエージェントはその受領した元本および利息を直ちに**借入人**に対して返還するものとする。

(4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本貸付に係る元本および利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(無担保契約)

いかなる本契約上の**借入人**の債務も無担保とし、**借入人**は、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、いかなる本契約上の**借入人**の債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

貸付人は、本契約上の**借入人**の債務の支払につき、**借入人**の期限の利益を喪失させることはできない。